

ファクシミリ送信書

令和 7 年 8 月 22 日

【送信先】

大阪高等裁判所第 9 民事部ニ C 係 御中 (FAX 06-6365-9354)

控訴人訴訟代理人 弁護士 加藤 昌利 先生 (FAX 078-367-7730)

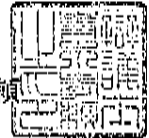
【送信者】

AZX 総合法律事務所

被控訴人訴訟代理人 弁護士 青木 孝頼

TEL 03-3512-2531(代)

FAX 03-3237-2175



【事件の表示】

大阪高等裁判所 令和 7 年(ネ)第 1308 号 解約料条項等差止請求控訴事件

控訴人 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被控訴人 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

【送信文書】

1. 答弁書 14 枚

【通信文】

当職は、本書を含めず上記文書合計 14 枚を直送によりお送りします。

控訴人訴訟代理人におかれましては、受領後は直ちに落丁等の有無をご確認いただき、下記受領書部分に記名捺印の上、裁判所及び上記送信者宛に本書面を FAX して下さいますようお願い申し上げます。

.....
受 領 書

上記事件につき、上記文書を令和 年 月 日受領しました。

受信者:控訴人訴訟代理人

印

大阪高等裁判所第 9 民事部ニ C 係 御中 (FAX 06-6365-9354)

被控訴人訴訟代理人弁護士 青木 孝頼 行 (FAX 03-3237-2175)

令和 7 年(ネ)第 1308 号 解約料条項等差止請求控訴事件

控訴人 特定非営利法人ひょうご消費者ネット

被控訴人 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

答 弁 書

令和 7 年 8 月 22 日

大阪高等裁判所第 9 民事部ニ C 係 御中

〒102-0083 東京都千代田区麹町一丁目 4 番地 半蔵門ファーストビル 3 階

AZX 総合法律事務所(送達場所)

電話 03-3512-2531 FAX 03-3237-2175

被控訴人訴訟代理人

弁 護 士 増 渕 勇 一 郎

同 背 木 孝 頼



第 1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

第 2 控訴理由に対する答弁

1 控訴理由書第 1 について

控訴人は、「本件解約料条項」につき、①披露宴当日から起算して非常に遠い時期の解約には、通常、事業者には損害が生じるとは考えられないこと、②ブライダル業界の一般的な水準に照らして突出して高いこと、そして、③改定経緯に照らせば不当であるとの独自の価値観を述べ、本件解約料条項の消費者契約法 9 条及び 10 条該当性を否定した原判決を取り消されるべきと主張する。

ここに明らかなように、控訴人は、「不当である」という価値観をもって原判決を非難するに過ぎず、控訴審における主張も原審におけるその繰り返しであり、既に原判決において退けられたものばかりである。

よって、本件控訴は速やかに棄却されるべきであるが、被控訴人は、以下、控訴理由に対し、適宜、反論する。

2 控訴理由書第2について

(1) 「1 総論」について

ア (1)について

控訴人は、本件差し止め訴訟を提起した経緯として縷々事情を述べて原判決は不当であるから取り消されるべきとして非難する。しかし、そのいずれも原審判決が不当であるという結論を述べるのみであり、具体的な理由が主張されない主観的なものにすぎず、法令に根拠を有するものではなく、何らの法的主張ともなりえないものである。

イ (2)について

控訴人は、原判決は消費者契約法9条第1項第1号に規定されている「解除の事由、時期等の区分」を考慮せず、解約の時期により平均的損害の内容が大きく異なるという披露宴契約の特殊性を無視しているなどと批判する。

しかし、本件解約料条項においては、解約時期を区分したうえで、解約時期ごとに異なる違約金の金額及び算定方法を規定しており、解約時期の区分を考慮した規定となっていることは明らかである。原判決はかかる規定の構成を踏まえ、本件解約料条項の合理性、妥当性を認めたものであり、控訴人の主張は失当であることは明白である。

(2) 「2 1年以上前の解約に逸失利益は生じないこと」について

ア (1)について

控訴人は、披露宴から1年以上前という時期の解約であれば事業者は何らかの損害が生じることは考えがたいと主張するが、この点について何らの根拠も示され

ておらず、当該主張は控訴人自身の主観を述べたものに過ぎない。この点については控訴人が引用する原判決の判示部分で述べられているとおり、①本件披露宴等実施契約は、締結直後から被控訴人において具体的な役務提供を行うことが可能な内容となっており単純な準委任契約ではなく複合的な性質を有する無名契約であり、また、②本件披露宴等実施契約締結後、披露宴等実施日までの間に顧客により解約がなされることを想定すべき業界慣行は存在せず、かつ、③本件披露宴等実施契約の解約に伴い損益相殺の対象となる事象が生じる可能性があるとしても、逸失利益の発生自体を妨げる事情は存在しないことから、披露宴等実施日の1年以上前の時期の解約であっても、民法の原則どおり逸失利益が発生することは明白である。

控訴人は上記①に関し、披露宴等実施日から1年以上前の時期においては具体的な役務提供を行うことが平均的な態様とはいえない等と主張するが、原判決はあくまでも具体的な役務提供が可能であると述べているにすぎず、当該対応が平均的な対応であると判示しているわけではない。上記①は、本件披露宴等実施契約の法的性質が準委任契約であり、顧客は損害賠償責任を負うことなく本件披露宴等実施契約を解約することができるという控訴人の主張に対し、本件披露宴等実施契約は、契約締結直後の時点から具体的な役務提供を行うことができることから、準委任契約ではなく無名契約であることを判示した文脈で述べられたものであり、具体的な役務提供を行うことが平均的な態様ではないと主張をしたところで、原判決の論理構成に対して何らの反論となるものではない。なお、上記に関連して、控訴人は、披露宴等実施日から1年以上前の時点においては、日程の確保が主眼である旨主張するが、仮に、具体的な役務の提供またはその準備行為を行ったことにより生じた損害を考慮せず、披露宴等の日程を確保したことにより生じた逸失利益のみを考慮したとしても、被控訴人に生じる損害額は解約料の20万円を優に超えるものである。

また、控訴人は上記②に関し、見積の内容が浮動的、暫定的なものにすぎず、

被控訴人が取得することができる履行利益も浮動的、暫定的なものにすぎないと主張する。しかし、被控訴人第6準備書面で主張したとおり、被控訴人は、顧客に対して、具体的な提供サービスの内容を記載した見積を提示したうえで本件披露宴等実施契約を締結しており、契約締結時点で、披露宴において提供するサービスの内容や金額について概要は確定している。なお、被控訴人は、パッケージで見積を提示することがあるところ、当該パッケージは、その内容に応じたグレードの、顧客が選択するサービスを同一のパッケージ料金で顧客に対して提供することを内容とするものであることから、被控訴人の提供するサービス内容及び料金はより具体的に確定しているものである（被控訴人第6準備書面第15(2)）。これらの事情を踏まえると、被控訴人は、本件披露宴等実施契約の締結により、顧客が選択した日程及び披露宴会場において、顧客の選択した内容の披露宴等を実施する義務を確定的に負う一方で、被控訴人が当該義務を履行することにより、顧客より対価を受領することができる確定的な地位を有している。そのため、控訴人が主張する「何らかの事情により、披露宴を行うことができない」事情の変更が生じた場合、まさに顧客側の事情による契約の解約として、顧客は本件披露宴等実施契約に基づき、当然に損害賠償としての解約料の支払義務を負うものである。

加えて、控訴人は上記③に関し、披露宴等の実施日の1年以上前に本件披露宴等実施契約が解約され再販売ができない場合には、損益相殺により処理すべきではなく、当該損失は事業者側の市場における努力に帰責するべきであることから、そもそも逸失利益は生じないと主張する。しかし、被控訴人を含め、いずれの婚礼会場運営事業者であっても、解約後も解約された枠を再販売するよう営業努力を行っており、かかる営業努力を行ったとしても再販売をすることができないケースが一定割合存在するのであり、そのようなケースが原判決の逸失利益の算定式における非再販率として現われているものである。被控訴人は披露宴等を実施することにより対価を受領することができる地位を確定的に有している以上、顧客側の事情により本件披露宴等実施契約が解約された場合、合理的な努力を行ったとしても同一会

場の同一の時間枠を再販売することができないことにより生じた損害について顧客に損害賠償義務が生じるべきは当然であり、これと異なる法的構成を採用する根拠は存在しない。

したがって、披露宴等実施日から 1 年以上前の時期の解約であっても逸失利益相当の損害は当然に生じるのであって、同一の会場の同一の時間枠を再販売することができた場合には、原判決が判示するように損益相殺により処理することが合理的である。

(3) 「3 原判決は 1 年以上前の解約に関する逸失利益を過大評価していること」について

ア (1)及び(2)について

控訴人は、原判決が採用した逸失利益の計算方法を、逸失利益の金額を過大に評価するものであると批判し、平均的損害は規範的に評価されるべきと主張する。しかし、控訴人が主張する規範的な評価の内容は一義的に明確でなく、事案ごとに個別に規範性を評価する必要があるとすると、法的安定性を著しく害することとなる。そもそも消費者契約法 9 条第 1 項第 1 号において、「事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」という概念を使用している以上、「平均的損害」の金額を明確に算定することができる必要があり、かかる観点から原判決が示した計算式に基づき逸失利益を算出することは合理的であり、当該算定方法は最高裁平成 27 年 9 月 2 日決定が採用した算定方法と同様である。

なお、控訴人は、最判平成 18 年 11 月 27 日民集 60 巻 9 号 3437 頁を引用し、当該裁判例は逸失利益を規範的に評価し、逸失利益が平均的損害であることを否定したものであると主張する。しかし、被控訴人第 6 準備書面第 1 の 1 において既に述べたとおり、当該裁判例は、大学の在学契約等においては、入学金の納付の時点では、実際に入学をしない者が相当数存在しており大学もそれを見込んで合格者を決定しているという実務が存在すること、及び学生が入学をしなかった場合の損害については入学金の不返還により対応することが認められることを前提とし

て、学生の入学が客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点(4月1日)より前の時期における解約について授業料等の不返還特約を無効と判断したものである。これに対して、披露宴等の実施については、複数の披露宴会場に対して予約を行ったうえで、最終的に披露宴等を実施する会場を選択するという慣習は存在しないため、そもそも当該裁判例は本件とは事案を異にするものである。仮に、上記の裁判例を本件に適用したとしても、本件披露宴場等実施契約においては、上記の大学の在学契約等のような実務慣行が存在しない以上は、本件披露宴等実施契約が締結された時点で、披露宴等の実施が客観的にも高い蓋然性をもって予測されると考えられることから、本件披露宴等実施契約のキャンセルにより生じた逸失利益も平均的損害と認められると考えられる。

また、控訴人は、東京地裁平成17年9月9日判決(判時1948-96)を引用し、披露宴等実施日の1年以上前の時期の解約については、平均的損害に含まれないと主張する。しかし、披露宴等の実施日から1年以上前の時点で本件披露宴等実施契約が締結される件数が相対的に少ないとしても、上記大学の在学契約等の事例とは異なり、当該契約が締結された後に解除されることが一般的というわけではなく、入学金の不返還に代わる損害補填の対応方法は存在しないことから、被控訴人において当該契約の解除を織り込むべきということはいふことはできない。また、解約後1年以上の間に新たな予約が入ることも十分期待し得る時期にあったとしても、解約後に新たな予約が入ることは確実でない以上、当該時期の解約について一律に通常生じるべき損害に該当しないと抽象的に判断すべきでなく、再販率、非再販率に基づいて具体的に検討されるべきである。東京地裁平成17年9月9日判決の理論は、大阪高裁平成27年1月29日判決及びその原審である京都地裁平成26年8月7日判決並びに当該大阪高裁判決に対する上告を棄却した最高裁平成27年9月2日決定により採用されないことが明らかにされたのであり、東京地裁平成17年9月9日判決を引用する控訴人の主張に理由がないことは明白である。

イ (3)及び(4)について

控訴人は、逸失利益はフィクション性が否定できないことから、平均的損害の算定にあたっては、確実性が強く求められると主張し、披露宴等実施日の1年以上前の解約については逸失利益の計算式に当てはめるべきではないと主張する。しかし、披露宴等実施日の1年以上前であっても、被控訴人が披露宴等を実施することにより顧客から対価を受領することができる確定的な地位を有していることは前記第2(2)アで述べたとおりである。また、原判決が指摘するとおり、本件披露宴等実施契約の締結直後から契約した日時、場所で披露宴等を行う権利が確保され、具体的な見積額に沿った披露宴等実施に係る役務提供を受けることができることから、解除時見積額に相当する程度に契約内容は具体化している。本件披露宴等実施契約締結後に披露宴等の具体的な内容が変動する可能性はあるものの、原則として同一日時、同一会場で披露宴等を実施することが前提となっており、会場の収容人数の関係から招待人数について大幅な変動が生じることは想定されておらず、実態としては2～3人の幅で変動が生じるに過ぎないことが一般的である。また、披露宴等のプランについても費用に直結するため、大幅な変更が生じることは一般的というわけではなく、契約締結時点で相当程度の確定性を有していることから、解約時見積額が浮動性、暫定性を有しているという控訴人の主張には何らの理由がない。

また、控訴人は、被控訴人の利用規約第2条第2項において、披露宴等の実施日の変更を1年以内かつ、1回に限る旨を規定していることをもって、本件披露宴等実施契約の内容が確定していないと主張する。しかし、当該規定は披露宴等の予定日を変更することにより事実上のキャンセルとならないよう期日変更をする場合でもその期間を限定したものであり、本件披露宴等実施契約の内容が不確定であることから予定日の変更を許容する趣旨ではない。当該規定に基づき期日変更をする場合でも期日変更料が発生する規定になっており(甲4第7条)、当該規定が本件披露宴等実施契約の内容が流動的であることを示す事情とならないことは明白である。

加えて、控訴人は、披露宴等実施日の 181 日より前の解約料について、見積額ではなく申込金を算定の基礎としていることをもって、披露宴等実施日 181 日前は逸失利益は発生しないと主張しているが、当該規定は、披露宴等実施日から遠い時期における解約については、実際に被控訴人に発生する逸失利益よりも類型的に低い金額の固定額を設定したにすぎず、逸失利益が生じないことを前提としているものではない。

ウ (5)について

控訴人は、披露宴当時より起算して 1 年 6 ヶ月という非常に遠い時期における解約については、解約と再販ができなかったこととの間に因果関係が存在しないと主張する(なお、原判決では解約と損害との間の因果関係について判示しているところ、控訴人は解約と非再販との因果関係が存在しないと主張しており、齟齬がみられる。このこと自体原判決の規範を歪曲して主張しているきらいがあるが、この点については一旦措くこととする。)。しかし、控訴人は、本件披露宴等実施契約の解約により生じた損害のうちどの範囲を事業者が負担するべきかについては、解約の時期が「非常に遠い時期」等と抽象的に述べているにすぎず、具体的な基準が不明確であり予見可能性を著しく害することとなる。控訴人は、同一会場、同一日時 of 枠への申し込みがあったが、既に枠が埋まっていたために申し込みを受け付けることができなかった場合に限り逸失利益が生じると主張するが、既に予約がなされている枠については新規の営業活動は行わないことから、当該枠に対して重ねて申し込みがあることは凡そ想定されず、かかる基準を適用すると逸失利益は事実上発生しないこととなる。かかる結論は明らかに不合理であり、実務を無視した夢物語を前提とした机上の空論にすぎない。

加えて、控訴人は、被控訴人の利用規約第 2 条第 2 項に規定されている披露宴等の実施日を変更する場合、変更申立日から 1 年以内とする旨の規定について、1 年以上前の解約の場合、開催日の変更が留保され開催日時が確定しないため、再販売の有無を確定させる前提が欠くことになると主張する。当該主張の趣旨は明確

ではないものの、当該規定は、日程変更をする場合は、変更申出日の 1 年以内の日を指定するよう規定されているものであり、当該規定に基づき披露宴等開催日が変更されたとしても、披露宴等開催日が留保されるものではない。

エ (6)について

控訴人は、原判決が採用する逸失利益の計算式が「粗利」を基礎としているところ、「粗利」には「販売費及び一般管理費」が含まれていることから、「平均的な損害」の計算において「粗利」を用いることは不当であると主張する。しかし、「販売費及び一般管理費」は、事業者が抱える多数の取引案件それぞれから一定割合ずつ負担されることが想定されているものであり、事業者は、当然、固定費用の按分負担を前提として個別のサービス料金を設定している。そのため、契約が解約された場合、解約された契約に割り当てられた「販売費及び一般管理費」相当額の損害が事業者が生じることは明白である。したがって、原判決が「粗利」をベースとして逸失利益を算出したことは極めて妥当である。控訴人は、固定費は解約されずに履行された契約によって賄われるのが事業者として正常なあり方であると主張するが、かかる主張の根拠は一切示されておらず、当該部分は控訴人の事業運営における信条を述べているに過ぎない。

(4) 小括

上記のとおり、控訴人は、原判決が判示した事項が消費者契約法第 9 条についての解釈を誤ったものである等と縷々主張する。しかし、いずれも控訴人の独自の見解に基づき原判決を論難するものにすぎず、かつ、いずれも原判決によって否定された主張を再度述べるものであり、原判決に対する反論となるものではない。加えて、控訴人の主張は最高裁判所の決定において既に示された判断枠組みとも矛盾する内容であり、何らの合理性を有するものではない。

3 控訴理由書第 3 について

(1) 「1 消費者契約法 10 条の第 1 要件該当性」について

控訴人は、本件解約料条項を、顧客の不当利得返還請求権を制限するものであ

ることから、消費者契約法第10条第1項の「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当すると主張する。しかし、本件解約料条項が存在しなかったとしても、被控訴人から顧客に対する債務不履行に基づく損害賠償請求権が生じることは明らかであり、被控訴人は、当該損害賠償請求権と顧客の申込金相当額の不当利得返還請求権を相殺することにより、事実上申込金相当額を取得することができる。したがって、本件解約料条項が存在しない場合でも被控訴人が解約料相当額を取得することには法律上の原因が存在するのである。顧客の解約により被控訴人に損害賠償請求権が生じないことを前提として、本件解約料条項が「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当するという控訴人の主張は、そもそも主張の前提自体が成り立たず、失当である。

本件解約料条項の消費者契約法第10条該当性の点については、控訴人の主張内容からは、究極的には被控訴人が顧客に対して逸失利益の請求権を有するか否かの論点に集約されるのであって、当該論点については消費者契約法第9条第1項に関する本答弁書第2の2において反論済みであり、原審においても既に判断がなされている。

(2) 「2 消費者契約法10条の第2要件該当性」について

被控訴人は、逸失利益について損害賠償請求権が生じないことを前提として本件解約料条項の信義則違反を主張しているところ、(1)同様、かかる主張の前提自体が成り立たず、失当である。

また、控訴人は、被控訴人が契約内容の説明を行っていることについて、不当条項について説明を行ったとしても信義則違反を否定する事情とはならないと主張する。しかし、当該主張は本件解約料条項が不当条項であることを前提とした主張であるところ、上記で述べたとおり、本件解約料条項は消費者契約法第9条1項に抵触するものではなく、不当条項には当たらないことから、主張の前提を欠くものであ

る。本件解約料条項が有効な規定である以上、被控訴人が契約内容を顧客に説明していることが、信義則違反が存在しないことを基礎づける事柄となることは明らかである。

また、被控訴人は、本件解約料条項がモデル約款の内容と異なることをもって信義則違反を根拠づける事実であると主張する。しかし、原審においても既に主張した通り、モデル約款はあくまで各事業者の便宜のための参考として策定されたものであり、具体的な利用規約の内容は事業者がそれぞれ作成することが想定されているものである。実際に、モデル約款においては、「本モデル約款の位置づけ」として、「本モデル約款はあくまでモデルですので、実際に各事業者で作成する解約料金（料率）とは異なるものです。そのため、各事業者がそれぞれ解約料金を設定し、お客様にご理解いただけるよう十分にご説明することとしています。なお、本モデル約款の下線部分については、各事業者で具体的な日時や料金（解約料金は各事業者で算出した平均的な損害額を根拠とする）を明記することとしています。」と記載されており、具体的な日時や金額等については事業者ごとに補充することが想定されている（乙 23）。また、原判決も指摘するとおり、平均的損害は当該業種における業界の水準ではなく、各事業者において算定するものであることから、本件解約料条項とモデル約款の内容が異なっていることは信義則違反を基礎づける事実とならないことは明らかである。

加えて、控訴人は、本件以前に他の適格消費者団体との間で1年以上前の解約について解約料を徴収しない扱いとする旨の合意を締結していたことをもって、信義則違反を基礎づける事実であると主張する。しかし、そもそも、控訴人が主張するような規約改定の合意はなされていない上、仮に、合意が存在していたとしても、消費者を害しない内容への利用規約の変更は当然可能であると解すべきであり、かかる消費者を害しない内容の利用規約の変更をしたことが信義則違反とならないことは当然である。

(3) 小括

上記のとおり、控訴人の消費者契約法 10 条違反に関する主張は、そもそも前提が成り立たない事項を前提としているか、事実誤認に基づくものであって、何らの根拠を有しないことは明らかである。

第 3 求釈明申立書について

1 求釈明事項 1 について

第 20 期から第 28 期までの各期における 365 日前までに解約された案件の再販率及び非再販率を回答する必要はないと考える。

消費者契約法第 9 条第 1 項第 1 号は、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」を無効とする旨規定しており、「時期等の区分」に応じて「平均的な損害」を上回る損害賠償額の予定をすることを禁止している。「平均的な損害」を基準としている以上、一定の「時期等の区分」のうち、さらに細分化された部分のみを切り出すと、当該部分については、損害賠償額の予定額が実際に発生した損害額を上回ることも当然生じうるものであって、消費者契約法は当該事態が生じることを織り込み済みであると考えられる。すなわち、一定の「時期等の区分」の方法に合理性がある場合、そのうち一部を殊更に取り上げて当該部分の有効無効を判断することは消費者契約法の想定しないものである。

これを本件についてみると、被控訴人の第 22 期から第 27 期までの再販率を比較すると、181 日前までに解約された場合の再販率は、43.6%である一方で、180 日前以降に解約された場合の再販率は 22.2%となっており、大きな差異が生じている一方で、181 日前までに解約された場合について、より細かい期間に分け、それぞれの期間ごとに再販率を算出すると、181 日前から 240 日前までに解約された場合の再販率は 41.5%、241 日前から 300 日前までに解約された場合の再販率は 46.3%、301 日前から 365 日前までに解約された場合の再販率は 49.7%、366 日前までに解約さ

れた場合の再販率は、38.1%となっており(乙 22 の 1、22 の 2)、181 日前までの解約であれば、それ以上に詳細な時期の区分をしなくても再販率には大きな差異はない。そのため、被控訴人に生じる逸失利益の額は概ね同一となることから、181 日前までの解約については一律に同一の解約料としたものである。加えて、被控訴人においては、披露宴当日の 366 日前までに解約がなされた件数は少なく、当該限られた件数の区分を設けると、異常値が反映されやすくなり、当該区分における再販率・非再販率等の数値の精度が低下するおそれがあるため、あえて区分を設けなかったものである(被控訴人第 4 準備書面第 2 1(2))。

上記のとおり、解約料の算定方法を 181 日前までかそれ以降かによって区分をすることは合理性があるのであって、365 日前までかそれ以降かに応じて更に細分化する必要はない。そのため、かかる細分化を前提とした求釈明に回答する必要はないと思料する。

なお、原審においても回答したとおり、被控訴人においては予約管理システム改修を行っており、それにより再販率等のデータを抽出することが可能となったところ、第 22 期以降のデータは改修後のシステムに登録されているものの、それ以前のデータはシステムに登録されていない。そのため、第 20 期及び第 21 期のデータを提出することは被控訴人のシステム上不可能である。

また、上記のとおり 181 日前かそれ以降かで本件解約料条項の適法性を判断するのであれば、既に提出した資料のみで判断材料として十分であり、新たに第 28 期のデータを提出する必要はないと思料する。

2 求釈明事項 2 について

上記(1)と同様、本件においては解約の時期が 365 日前までかそれ以降かに応じて更に細分化する必要はないことから、かかる細分化を前提とした求釈明に回答する必要はないと思料する。

3 求釈明事項 3 について

被控訴人においては、披露宴等実施日より 181 日前以前の解約については、定型

的に実際生ずべき逸失利益の金額よりも相当程度低額の解約料を規定しているところ、解約日が披露宴等実施日の180日前以降になると、再販の可能性がより低減し、損害が生じる蓋然性がより高くなることから、申込金及び実費のみの解約料では事業運営上困難が生じるおそれがあることから、異なる算定方法としたものである。

第4 結語

上記のとおり、控訴人は、原判決の内容が法令の解釈を誤ったものであると批判し、その根拠として控訴人独自の解釈を縷々主張する。しかし、控訴人が控訴理由書において主張する内容は、いずれも原判決において退けられた、過去の最高裁判所の裁判例の内容にも反する主張を繰り返すものにすぎず、控訴人の主張の合理性を基礎づける新たな主張や事実の提示は一切なされていない。畢竟、本件控訴は、過去の最高裁判所の裁判例及び原判決により既に解決がなされた事項について、控訴人独自の主張を合理的な根拠なく繰り返すことにより紛争を徒に長引かせるものにすぎない。よって、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以 上